

- 契約書第21条においては、「受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を速やかに書面により命じなければならない」旨が規定されております。
- 防衛省においては、工事の一時中止については、「建設工事の一時中止に係る事務処理要領」に基づき、適切に手続きを行うこととしております。

一時中止に伴う増加費用の負担区分

工事一時中止により生じた現場の維持管理費、労務者や現場従業員の転入に要する費用、間接的に生じる増加費用や発注者の過失があった場合の損害賠償費などは、発注者側の負担となります

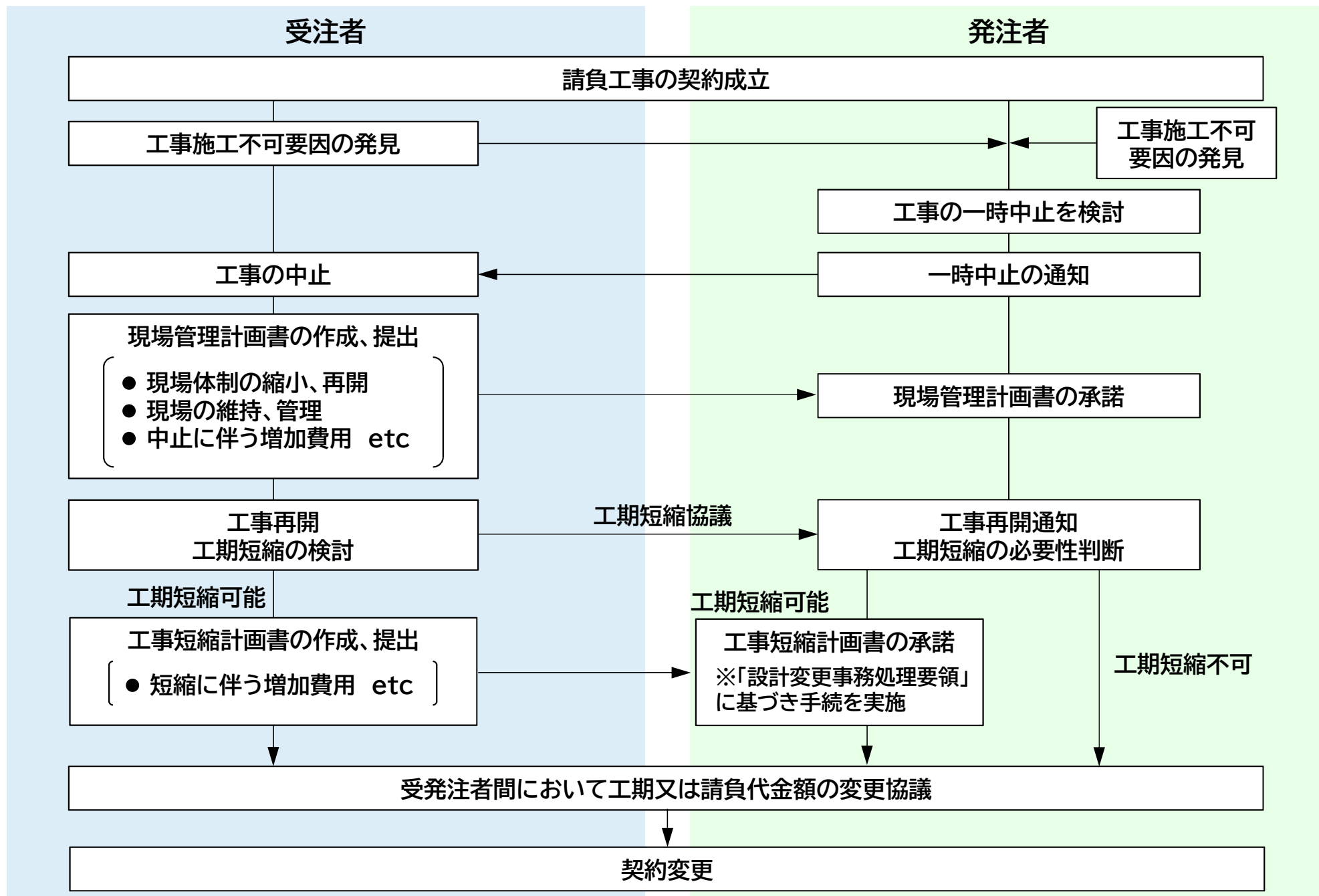
増加事項	具体的な事例
工事現場の維持に関する費用	一時中止期間中、工事の続行に備えて現場を維持し、かつ、建設機械器具、労務者及び現場従業員を保持させるために必要な費用
工事体制の縮小に要する費用	一時中止前の工事体制から一時中止期間中の維持体制に移行するために不要となった建設機械器具、労務者及び現場従業員の配置転換に要する費用
工事の再開準備に要する費用	工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするために工事現場に再投入される建設機械器具、労務者及び現場従業員の転入に要する費用
一時中止により工期延長となる場合の費用	一時中止により工期延長となることにより生じる社員給与、現場事務所費用、材料の保管費用及び仮設諸機材の損料に要する費用
工期短縮に要する費用	工期短縮を行う要因が発注者に起因する場合又は自然条件(自然災害含む)の影響に起因する場合における工期短縮に要する費用
準備行為期間に要する費用	準備行為期間に発生する工事看板の損料、現場事務所の維持費、土地の借地料及び現場管理費(監理技術者等の現場従業員手当)に要する費用
本支店における増加費用	一時中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用



一時中止に伴う監理技術者等の取り扱い

一時中止期間中は専任を要しない期間であるほか、工事中止で工期を延長する場合は、途中交代が認められます

一時中止の手續に係る基本フロー



議論のポイント

- 一時中止に伴う工期延長の対応
- 工事中止期間中の諸費用の追加計上
- 一時中止期間中の受発注者間の情報共有

事務処理要領の運用について、上記のポイントを参考に、ご意見をお聞かせください